

仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1. ノー残業デーの実施

<対策> 業務改善を行う

実施時期：平成 29 年 4 月 1 日～

目標 2. 男性職員の育児参加

<対策> 男性の育児休暇取得が取れない現状を踏まえ、取りやすい環境にする

実施時期：平成 30 年 4 月 1 日～

目標 3. 休制度の見直し・実施

<対策> 完全週休 2 日制以外の 4 週 7 休制の部門については、4 週 8 休制の試行を実施する。

実施時期：平成 31 年 4 月 1 日～

目標 4. 外部講師を招いてのワークライフバランス勉強会

<対策> 年 1 回外部より講師を招いて、ワークライフバランスの取り組み等について講義をしてもらい、職員の意識を高める。

実施時期：平成 27 年 4 月 1 日～